

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第三十五号

昭和二十三年十月鳥取縣規則第六十九号鳥取縣地方競馬實施規程の一部を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十四年五月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣地方競馬實施規程中改正規則
第九一條第二項中「五頭以上であるときは連勝式投票法」を削る。

◇鳥取縣規則第三十六号

性病予防法施行細則を次のように定める。

昭和二十四年五月十三日

昭和二十四年五月十三日
千十号 金曜日

本報ノ大ナサヘ固定価格A5円

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
性病予防法施行細則

第一條 性病予防法（以下法といふ）第七條の規定による医師の指示に従わず又は治療を受けない患者に対する医師の報告書は様式第一号による。

第二條 法第七條の規定による患者治癒し又は死亡し若しくはその居住の場所を変更したときの医師の報告書は様式第二号による。

第三條 法第十條及び法第十一條の規定による医師の健康診断を受くべきことを命ずるか又は当該吏員に健康管理を管轄保健所を経て本人に交付するものとする。
第四條 法第十四条の規定により現に講じている措置について報告を求められたときの報告書の様式は第四号による。

第五條 法第十五條第一項及び第二項の規定による治療を受けるか若しくは受けさせるか又は入院（入所）させるか若しくはさせようとするときは様式第五号による命令書を管轄保健所を経て本人又はその保護者に交

右の事項は、厚生省防衛法第七條の規定により指示に従わないと（治療を受けない）から報告する。

第六章 去第一五章第三項の措置を受ける三十名馬鹿者

第十九條 法第十五條第三項の指揮を受けるとする患者
又はその保護者は様式第六号により居住地民生委員の
正月二日まで告げて下さい。

第七條 市町村長が性病予防法施行規則第七條各号の規定により提出する申請書は正副二通を作り所轄保健所を経由知事に提出しなければならない。

附 則

樣式第一號

受診日月
病名
氏名
年令
住所
職業
配偶者有無
傳染の虞
摘要

居住の場所

医師によらすして自分で治療していくときにもその方法

右の者性病予防法第十一條の規定に基き左記の通り健
康診断を受けることを命ずる

日時所場

111

樣式第四号

居主の場所

職業 性別 氏名

一、病名

一、医師の治療を受けているかどうか（受けているときはその証明書添付）

鳥取縣公報

第二千十號
昭和二十四年五月

鳥取縣知事

00349

樣式第六号

第
一
號
減
免
申
請
書

昭和年月日

昭和二十四年四月鳥取縣規則第三十一号家畜傳染病予防法第十六條第一項の規定に基く禁止区域を次のように改める。

この規則は公布の日からこれを施行する。

卷之三

昭和二十四年五月十三日

鳥取縣知事 西尾愛治

「東京都足立区・世田谷区」「香川縣高松市」「愛媛縣新居浜市」「兵庫縣養父郡」を「東京都」「香川縣」「愛媛縣」に改め「宮城縣」「高知縣」「福岡縣」「京都府」「山形縣」「福島縣」を加える。

訓
令

△鳥取縣訓令（甲）第七號

性病予防法施行細則取扱手続を次のように定める。

鳥取縣知事 西

第一條 保健所長は性病予防法（以下法といふ）第六條の規定により医師から性病患者の届出を受理したときはたゞちに接觸者が性病にかゝつておるかどうかにつ

鳥取縣公報

第二千十號

昭和二十四年五月十三日

(第三種郵便物認可)

五

第六條 保健所長は細則第六條による証明書を受理し調査の上相違ないと認めたときは申請書の欄外にその旨記載し治療券の减免区分欄に認印し知事に提出しなければならない。

第七條 保健所長は規則第七條の規定による申請書を受理したときは各項の事項を調査し意見を添え知事に提出しなければならない。

00351

性病患者事故報告
居住の場所

職業 性別 氏 年令

一、療名 年令

一、治療開始期日

右の者性病予防法第十一條の規定にもとづき 年月日付第一号の命令書を交付したが命に從わぬから報告する

健康診断事故報告書

居住の場所

職業 性別 氏 年令

鳥取縣知事 殿

保健所長 氏 年令

右の者性病予防法第十五條の規定にもとづき 年月日付第一号の命令書を交付したが命に從わぬから報告する

告示

◆鳥取縣告示第二百三十号

昭和二十二年閏令内務省令第一号第八條の規定により西伯郡庄内村議員候補者につき覚書に掲げる條項に該

示

鳥取縣知事 殿

保健所長 氏 年令

名回

右の者性病予防法第十一條の規定にもとづき 年月日付第一号の命令書を交付したが命に從わぬから報告する

月 日

年

令

名

回

当する者でない旨の確認を求るべき期日を次の通り指定する。

昭和二十四年五月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年五月十三日から 同年五月十八日まで

◆鳥取縣告示第二百三十一号

左記不認定道路はその公用を廃止する。

昭和二十四年五月十三日

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法施行規則第十四條の規定に基き條例の変更を認可した。

昭和二十四年五月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 一、條例変更の認可年月日

日野郡日野上村

昭和二十四年四月二十八日

教育委員會告示

◆鳥取縣告示第二百三十二号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年五月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣教育委員會告示第二十四号

学校教育法施行規則第二條に依り昭和二十四年四月一日より左記中學校の設置を認可した。

昭和二十四年五月十三日

鳥取縣教育委員會

06952

00353

學 校 名 所 在 地 管理者 學校区
記

西伯郡高麗村立 西伯郡高麗村 高麗村長 高麗村
高麗中學校 大字妻木

同大和村立 同大和村 大字中間 大和村長 大和村
大和中學校 大和中學校

彙 報

昭和二十四年五月十三日 鳥取縣總務部地方課

○ 地方自治

- 一、山形縣最上郡新庄町を新庄市とし、昭和二十四年四月一日から施行になつた。
- 二、熊本縣葦北郡水俣町を水俣市とし、昭和二十四年四月一日から施行になつた。
- 三、埼玉縣北埼玉郡忍町を行田市とし、昭和二十四年五月三日から施行になつた。
- 四、廣島縣豊田郡豊榮村を豊榮町とし、後調郡田熊村を田熊町とし、昭和二十四年四月一日からそれぞれ施行になつた。

昭和二十四年五月十三日 發行
昭和二十四年五月十三日 發行

鳥 取 縣 公 報

(昭和四年四月十五日) 發行者 鳥取市
(第三種郵便物認可)

印 刷 所 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣印刷所

鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣印刷所

- 五、岡山縣兒島郡瀨崎村を瀨崎町とし、昭和二十四年四月一日から施行になつた。
- 六、長崎縣西彼杵郡黒瀬村を黒瀬町とし、昭和二十四年四月一日から施行になつた。
- 七、佐賀縣小城郡北多久村を北多久町とし、昭和二十四年四月一日から施行になつた。
- 八、岐阜縣可兒郡伏見村を伏見町とし、昭和二十四年四月一日から施行になつた。
- 九、大分縣大野郡野津市村を野津市町とし、昭和二十四年四月一日から施行になつた。
- 一〇、島根縣飯石郡頓原村を頓原町とし、昭和二十四年四月二十九日から施行になつた。